

貴病院にご勤務の先生へ

保険医協会の共済制度をご利用ください

ほくにピッタリの
保障見つけたい!



ドクターのための保障

 **保険医協会が
おすすめします**

三重県保険医協会よりご挨拶

三重県保険医協会は、医師・歯科医師の権利を守り、国民医療の充実・向上をめざして、様々な活動を行っています。県下の医師・歯科医師が加入しています。

この度、保険医協会の共済制度をご案内させていただきます。FAX・WEB上からも資料請求いただけます。お気軽にお申し出ください。

三重県
保険医協会
活用の

8

つの
ポイント!



① 頼りになります保険医協会

困った時にはすぐにお電話を!

② 身近で役に立つ研究会活動

学びたい、知りたいことをテーマに開催

③ 会員の生活と経営を守る共済制度

備えあれば憂いなし、もしものときに

④ 最新の医療情勢をわかりやすく提供

診療に役立つ情報をすぐお手元に

⑤ 審査、指導の改善運動に取り組む

審査、指導の改善のために

⑥ 患者・住民とともに医療改善運動に取り組む

患者と力を合わせて改善を

⑦ 多様な文化行事、女性医師女性歯科医師の交流

医科歯科会員が交流できる場があります

⑧ 定評あるスタッフ教育、研修

窓口の印象で医院のイメージが変わります

 三重県保険医協会

※ここでご案内しました内容は、制度の概要を説明したものです。

ご加入条件、お支払い条件の詳細については、各共済制度のパンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

保険医休業保障共済保険の魅力

魅力1

給付期間が 最長730日の充実保障

傷病休業給付金の給付期間は通算500日。それを超えて連続して休業した場合は長期療養給付金が最長230日の範囲で給付されます。



魅力2

給付内容が豊富

傷病による休業に対する給付のほか、死亡・高度障害時や脱退時の給付金等全部で6種類の給付金があります。

魅力3

入院はもちろん、 自宅療養、 代診をおいても給付

一定の条件の下で、第三者の医師の治療を受けていれば、自宅療養でも給付対象となります。また、代診をおいても給付されます。

魅力4

再発や後遺症にも、 何度でも給付

傷病休業給付金は、500日の給付日数の範囲内であれば、再発や後遺症であっても給付が何度でも受けられます。

魅力5

75歳までの長期保障

75歳の満期まで全ての給付金について受給できます。

※加入要件に満たなくなった時、傷病・長期の給付が満了となった時は、その時点で脱退となります。

※60歳、70歳に達したときに、所定の口数を超える口が減口となります。

魅力6

拠出金(保険料)は 加入時のまま上がりず、 掛け捨てではありません

原則として加入時の一口あたりの拠出金(保険料)は満期まで変わりません。また、掛け捨てではなく、3年以上加入すれば脱退時に脱退給付金が給付されます。

魅力7

所得補償保険等の 加入に関係なく給付

休業保障は、他の制度(所得補償保険等)の加入・受給に関わりなく受給できます。

魅力8

傷病休業給付金 等は非課税

傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金は、ご自身が受け取られる場合には非課税となります。

魅力9

転出・転勤でも 加入継続

他県で開業されたり、転勤した場合でも、当該都道府県の保険医協会・保険医会に入会すれば加入継続できます。(京都医科除く)



■ 給付例（8口加入）

10日間入院し20日間自宅で休業した場合



■ 休業保障の給付内容（1口につき）

給付金の種類	受給資格	給付金額	給付日数など
傷病休業給付金 入院給付金	疾病 加入日以後3ヶ月を経過した以後に病気を原因に休業したとき 傷害 加入日以後に発生した傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき 自宅6,000円 入院8,000円 <small>※免責期間5日間</small>	同一傷病でも別傷病でも自宅療養期間、入院期間を通算して 500日
長期療養給付金	傷病休業給付金の限度日数(500日)を超えてさらに連続して休業したとき	1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	230日まで (連続して一回限り)
弔慰給付金	加入期間中に死亡したとき	50万円 （+脱退給付金）	弔慰給付金・高度障害給付金のいずれかを受給した時は脱退となります
高度障害給付金	加入日以後の傷害または疾病によって加入期間中に指定の高度障害になったとき		
脱退給付金	加入から3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金額表により金額を確定	

■ 傷病により休業し、30日分の給付を受けたとき

	8口加入のとき	5口の時	3口の時
自宅休業の場合	1,440,000円	900,000円	540,000円
入院休業の場合	1,920,000円	1,200,000円	720,000円

※所定の給付要件・免責期間があります。

■ 拠出金（月額） 加入時の掛金額が満期まで上がりません!!

加入年齢	1口	3口	5口	8口
~29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30歳~39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40歳~49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51歳~54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55歳~59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

※加入年齢：加入（増口）日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。
 ※加入時の拠出金は満期までかわりません。（ただし、約款37条に定める契約条件の変更の場合を除きます）
 ※開業医は8口、勤務医は3口まで加入できます。

保険医年金制度の魅力



魅力 1

6つの生命保険会社による安定運営

三井、明治安田、富国、日本、太陽および第一の各生命保険会社による拠出型企業年金保険契約です。各生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しており、万一の場合にも、加入者の積立金の保護が図られています。

魅力 2

運用結果によっては上乗せ配当も

運用結果が良好だった場合、予定利率に配当が上乗せされます。運用結果が予定利率を下回った場合でも、運用結果に影響はありません。運用実績に左右されずに積み立てができます。運用結果に連動することがありません。(2017年現在の予定利率は1.259%、2016年度の利率は上乗せ配当と合わせて1.361%でした。)

魅力 3

低い手数料を実現

保険医年金は、加入者数・積立金総額において日本有数の私的年金です。このスケールメリットを生かし、生命保険会社へ支払う手数料を、拠出型企業年金の中でも最も低い水準に抑えています。

※生命保険会社の手数料の他に運営事務費があります。

魅力 4

老後のプランに合わせた増口・受給が可能

加入後は、月払(1口1万円)で通算30口まで増口ができます。また、老後の生活設計に合わせて、一時払(1口50万円)での積み増しも可能です。年金や一時金での受け取りは、加入後いつでもできます。

(但し、加入5年未満での受け取りは、一時金のみとなります。)

魅力 5

多彩なお受け取り方法

受け取り方法を加入時に決める必要はありません。受け取り開始時に、4種類の年金あるいは一時金から、ご自身のライフプランに合わせてお選びいただけます。万一の場合でも、年金または一時金としてご遺族が受け取ることができます。過去に受給額を削減したことはありません。

魅力 6

減口・払込中断にも対応

払い込み期間中に急に資金が必要となった時でも、減口(口単位での解約)をすることによって、一時金として受け取ることもできます。また、月々の払い込みが困難となった場合、掛金の払い込みを中断することもできます。

掛金は「月払」と「一時払」の2種類

■ 月払で無理のない積立を

◆ 月払10口に加入で20年間掛け続けた場合

1口(月払)1万円
1口(一時払)50万円



※上記の金額は、今年度予定利率1.259%に基づき試算したものです。また、短期のご利用では積立金が掛金を下回ります。

年度ごとに
配当があがれば
さらにアップ!

■ 余裕資金は一時払でしっかり上乗せ



※試算額は月払と同様の方法によります。 ※募集時ごとに毎回お申し込みできます。

■ 給付額試算表

※月払1口(10,000円)あたり

予定利率 **1.259%**

加入期間	掛金総額	脱退一時金	10年確定年金		15年確定年金(定額)	
			年金月額	受給総額	年金月額	受給総額
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
5	600,000	603,900	※2 5,296	635,520	※2 3,640	655,200
10	1,200,000	1,244,000	10,908	1,308,960	7,498	1,349,640
15	1,800,000	1,922,400	16,857	2,022,840	11,584	2,085,120
20	2,400,000	2,641,300	23,159	2,779,080	15,918	2,865,240
25	3,000,000	3,403,200	29,840	3,580,800	20,508	3,691,440
30	3,600,000	4,210,600	36,921	4,430,520	25,375	4,567,500

※1 年金受給方法はこの他に、「15年確定年金(通増型)」「20年確定年金(通増型)」があります。

※2 年金月額が1万円未満の場合は一時金のみ取り扱いとなります。

グループ保険(団体定期保険)の魅力

■ 団体定期保険 (死亡または高度障害を保障)



魅力1

最高保障額1億円!

1,000万円から1億円までの大型保障。ライフステージにあわせて保障額を毎年更新時に見直せます。



魅力2

家計に優しい保険料!

団体の規模をいかして手数料負担をおさえ、手頃な保険料を実現しています。特に若い先生におすすめです。



魅力3

さらに嬉しい還付金!

1年毎の決算で剰余金が生じた場合は、配当金として還付します。過去5年間の平均還付率は36.7%。実質の保険料負担がさらに軽減されます。



魅力4

手続き簡単!

告知のみで、医師による診査は不要です。書類は郵送でも受付可能です。契約は毎年8月に自動更新されます。更新時に病气療養中でも継続できます。



魅力5

転勤しても継続可!

転勤や海外留学の場合も三重県保険医協会の会員を継続すれば、加入し続けることが可能です。

■ お手頃な保険料を実現！現在ご加入の保険と比べてみてください

◆保険料(月額)と保険金額(例)
本人及び配偶者

保険年齢 \ 保険金額		本人				配偶者	
		万円	万円	万円	万円	万円	万円
36歳~40歳	男	14,100 ^円	11,280 ^円	8,460 ^円	5,640 ^円	2,820 ^円	1,410 ^円
	女	10,700	8,560	6,420	4,280	2,140	1,070
41歳~45歳	男	19,400	15,520	11,640	7,760	3,880	1,940
	女	13,400	10,720	8,040	5,360	2,680	1,340

※加入時年齢は毎年8月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数月が6ヶ月を超えるものは1歳繰り上がります。

※すでに加入されていて、自動更新時に70歳6ヶ月超となり、継続を希望される方は、75歳6ヶ月以下まで保険金額1,000万円まで継続加入できます。

※上記保険料は、ご加入後も年齢ランクで上がります。

◆加入資格：会員・配偶者 ◆加入年齢：満15歳以上70歳6ヶ月以下の方

団体扱い各種保険のご案内

(保険医協会の団体契約だから、
安心・便利でお得なその他共済制度)

■グループ保険(万が一の保障をお安く)・団体扱い保険(団体割引で保険料をお安く)

■ 集団扱自動車保険 (引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社)

集団扱制度
による割引
(約5%)
適用

三重県保険医協会が保険会社と保険料集金契約を結ぶことで、自動車保険の保険料が一時払・分割払とも集団扱制度による割引(約5%割安)が適用されます。車両所有者が、三重県保険医協会会員及び配偶者、同居親族、別居の扶養親族でも集団扱制度による割引の対象となります。

■ 集団扱火災保険 (引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社)

集団扱制度
による割引
(約5%)
適用

三重県保険医協会が保険会社と保険料集金契約を結ぶことで、火災保険の保険料が一時払・分割払とも集団扱制度による割引(約5%割安)が適用されます。三重県保険医協会会員及び配偶者、同居親族、別居の扶養親族でも集団扱制度による割引の対象となります。

■ 保険医がん保険等のアフラック各種保険

団体料率
適用

三重県保険医協会はアフラックと団体契約を締結しております。がん保険を含む医療死亡など全商品に団体料率が適用され、個人で契約するより保険料が割安となります。ただし、現在ご加入の保険商品を代理店変更していただくことが条件となります。また、保険医オリジナルのがん保険「保険医がん保険 新 生きるためのがん保険Days」は、保険医協会専用プランとなっています。

■ 医師賠償責任保険 (引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

団体割引
(15%)
適用

医療業務中の事故による賠償費用、それに起因する弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで補償します。本保険は、保団連(全国保険医団体連合会)東海ブロック協議会(愛知・岐阜・静岡・三重の各保険医協会)が保険会社と団体契約を結ぶことで、加入者数に応じて団体割引(15%適用)が適用されます。個人で契約される場合に比べて割安です。

いざというときの
備えに団体割引
15%がいいね!



加入タイプ(抜粋)

(※下記保険料は、毎年4月1日(始期)から1年間分の保険料です。中途加入の場合、加入時期ごとに保険料を月割計算します)

医師(勤務医)

タイプ		C	S1
(医療業務) 支払い限度額	1事故	1億円	2億円
	保険期間中	3億円	6億円
年間保険料(1名)		43,210円	49,630円

歯科医師(勤務医)

タイプ		F	S2
(医療業務) 支払い限度額	1事故	1,000万円	1億円
	保険期間中	3,000万円	3億円
年間保険料(1名)		3,500円	5,750円

※加入タイプは他にも設定があります。 ※開業医タイプもあります。

資料請求・加入申込書

▼申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。

※□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> 医科開業医 <input type="checkbox"/> 医科勤務医 <input type="checkbox"/> 歯科開業医 <input type="checkbox"/> 歯科勤務医	
氏名	フリガナ
	(男 ・ 女)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
医院名 勤務先	
訪問先 住所	(〒 -) (自宅 ・ 勤務先)
連絡先 電話番号	() - 時~ 時頃 (自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯)

資料請求

休業保障制度 保険医年金 グループ保険 アフラック各種保険
医師賠償責任保険 自動車保険 火災保険

説明を聞きたい

訪問希望 月 日 () 時頃訪問希望

TEL希望 月 日 () 時~ 時頃TEL希望

資料送付希望

送付先住所 (〒 -)

※個人情報保護に関する取扱いについて、資料請求・加入申込書により当会が取得した個人情報は、三重県保険医協会個人情報保護方針に基づき使用させていただきます。詳しくは当会事務局までご連絡ください。

↓ FAX:059-225-1088(共済部行き) ↓

お問い合わせ

三重県保険医協会

〒514-0062 津市観音寺町429-13

TEL:059-225-1071 FAX:059-225-1088

<http://mie-hok.org>

三重県保険医協会

検索



QRコード

※ここでご案内しました各種共済制度は、三重県保険医協会会員特典としてご加入できる共済制度です。ご加入いただくには、入会の上、ご利用ください。(入会金:なし 月会費:4,500円)